

改正案	現行
<p>（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等） 第十七条の五（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書類</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第二号、第十九条の三第二号及び第三号、第二十二條第十二号、第二十二條の二第十二号、第二十三條第七号並びに第三十五條第一項において同じ。）の見込みを記載した書類</p> <p>四〇六（略）</p> <p>二〇五（略）</p> <p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等） 第十七条の五（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この号及び次項において同じ。）に関する次に掲げる書類</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該認可後における当該銀行及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（法第十四条の二第二号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第二号、第十九条の三第二号、第二十二條第十二号、第二十二條の二第十二号、第二十三條第七号及び第三十五條第一項において同じ。）の見込みを記載した書類</p> <p>四〇六（略）</p> <p>二〇五（略）</p> <p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p>

三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の五営業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (9) (略)

(10) 単体自己資本比率（法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第五号、第二十二條第九号及び第二十二條の二第九号において同じ。）

四 (略)

五 銀行の直近の二営業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イゝチ (略)

リ 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

2ゝ5 (略)

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イゝへ (略)

ト 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合

三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の五営業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) (9) (略)

(10) 単体自己資本比率（法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第二十二條第九号及び第二十二條の二第九号において同じ。）

四 (略)

五 銀行の直近の二営業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イゝチ (略)

(新設)

2ゝ5 (略)

第十九条の三 法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イゝへ (略)

(新設)

にはその旨

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 一三 (略)

四 銀行持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 一へ (略)

ト 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨

2 一 4 (略)

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の二十六 法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 一三 (略)

四 銀行持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 一へ (略)

(新設)

2 一 4 (略)

銀行法施行規則別紙様式

改 正 案	現 行
<p>別紙様式第1号【銀行の中間業務報告書】 中間業務報告書</p> <p>第1 中間営業概況書 1～5 (略) 6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略) <u>6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合</u> <u>には、その旨を欄外に記載すること。</u></p> <p>第2～第4 (略)</p>	<p>別紙様式第1号【銀行の中間業務報告書】 中間業務報告書</p> <p>第1 中間営業概況書 1～5 (略) 6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略) (新設)</p> <p>第2～第4 (略)</p>
<p>別紙様式第1号の2【特定取引勘定設置銀行の中間業務報告書】 中間業務報告書</p> <p>第1 中間営業概況書 1～5 (略) 6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略) <u>6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合</u> <u>には、その旨を欄外に記載すること。</u></p> <p>第2～第4 (略)</p>	<p>別紙様式第1号の2【特定取引勘定設置銀行の中間業務報告書】 中間業務報告書</p> <p>第1 中間営業概況書 1～5 (略) 6 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略) (新設)</p> <p>第2～第4 (略)</p>

<p>別紙様式第3号【銀行の業務報告書】 業務報告書</p> <p>第1 営業概況書 1～12 (略)</p> <p>13 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略)</p> <p><u>6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合 には、その旨を欄外に記載すること。</u></p> <p>第2～第6 (略)</p>	<p>別紙様式第3号【銀行の業務報告書】 業務報告書</p> <p>第1 営業概況書 1～12 (略)</p> <p>13 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略) (新設)</p> <p>第2～第6 (略)</p>
<p>別紙様式第3号の2【特定取引勘定設置銀行の業務報告書】 業務報告書</p> <p>第1 営業概況書 1～13 (略)</p> <p>14 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略)</p> <p><u>6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合 には、その旨を欄外に記載すること。</u></p> <p>第2～第6 (略)</p>	<p>別紙様式第3号の2【特定取引勘定設置銀行の業務報告書】 業務報告書</p> <p>第1 営業概況書 1～13 (略)</p> <p>14 自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略) (新設)</p> <p>第2～第6 (略)</p>

<p>別紙様式第5号【銀行の中間連結業務報告書】 中間連結業務報告書</p> <p>第1 中間営業概況書 1・2 (略) 3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略) <u>6 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合</u> <u>には、その旨を欄外に記載すること。</u></p> <p>第2 (略)</p>	<p>別紙様式第5号【銀行の中間連結業務報告書】 中間連結業務報告書</p> <p>第1 中間営業概況書 1・2 (略) 3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略) (新設)</p> <p>第2 (略)</p>
<p>別紙様式第5号の2【銀行の連結業務報告書】 連結業務報告書</p> <p>第1 営業概況書 1・2 (略) 3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略) <u>6 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合</u> <u>には、その旨を欄外に記載すること。</u></p> <p>第2 (略)</p>	<p>別紙様式第5号の2【銀行の連結業務報告書】 連結業務報告書</p> <p>第1 営業概況書 1・2 (略) 3 連結自己資本比率の状況 〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) 〔国内基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～5 (略) (新設)</p> <p>第2 (略)</p>

<p>別紙様式第11号【銀行持株会社の中間業務報告書】 中間業務報告書</p> <p>第1 中間営業概況書 1～4 (略) 5 連結自己資本比率の状況 〔第一基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) 〔第二基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～4 (略) <u>5 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合</u> <u>には、その旨を欄外に記載すること。</u></p> <p>第2 (略)</p>	<p>別紙様式第11号【銀行持株会社の中間業務報告書】 中間業務報告書</p> <p>第1 中間営業概況書 1～4 (略) 5 連結自己資本比率の状況 〔第一基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) 〔第二基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～4 (略) (新設)</p> <p>第2 (略)</p>
<p>別紙様式第12号【銀行持株会社の業務報告書】 業務報告書</p> <p>第1 営業概況書 1～7 (略) 8 連結自己資本比率の状況 〔第一基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) 〔第二基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～4 (略) <u>5 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合</u> <u>には、その旨を欄外に記載すること。</u></p> <p>第2 (略)</p>	<p>別紙様式第12号【銀行持株会社の業務報告書】 業務報告書</p> <p>第1 営業概況書 1～7 (略) 8 連結自己資本比率の状況 〔第一基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) 〔第二基準に係る連結自己資本比率〕 (表略) (記載上の注意) 1～4 (略) (新設)</p> <p>第2 (略)</p>